

羽村にぎわい商品券第5弾

発売決定！取扱加盟店募集

羽村市商工会が販売し、これまで大変好評だった「羽村にぎわい商品券」。

第5弾として、昨年同様、総数2万冊を販売します。

羽村にぎわい商品券第5弾

10%お得な商品券です。

販売日 2月24日(日)

販売総数 2万冊

販売価格 1冊1万円(500円券×22枚つづり)で、1万1000円分

利用できます。

※詳しくは、今後の広報はむらなどでお知らせします。



▲羽村にぎわい商品券第4弾販売時の様子

取扱加盟店募集

商品券を取り扱っていただける商店・事業所を広く募集します。

市民の利便性を高め、市の経済を活性化するため、多くの商店・事業所の参加をお願いします。

加盟には事前の登録が必要です。加盟店の情報などは、新聞折込みチラシなどを通じて積極的にPRします。

参加資格 市内で経営している商店・事業所(性風俗関連特殊営業にかかわる商店・事業所を除く)

募集期間 1月10日(休)まで

登録方法 商工会窓口で配布する申込用紙に記入し、郵送・ファクスまたは直接商工会へ

問合せ 羽村市商工会 〒205-1000

02 羽村市栄町2-28-7 ☎555

5-62111 FAX555-6210

／産業課経済対策係(内)658

※申込用紙は、羽村市商工会ホームページからダウンロードすることができます。



教えて！消費生活センター



しつこい分譲マンションの訪問勧誘

問合せ 消費生活センター
☎555-1111 (内)641

Q 教えて！

業者が午後8時ごろ訪問し、自分の将来のことを今からきちんと考えた方がよいという話をされ、つい聞いてしまいました。

業者から、分譲マンションのオーナー

になり人に貸せば家賃収入が入る、住宅ローンも家賃収入で十分支払うことができるなどと購入を勧められました。

購入する気はないと断りましたが、もう少しだけ詳しい話をさせて欲しいと頼まれ、断り切れず次の休みに会う約束をしてしまいました。

会った時にはつきり断ろうと思っています。ただ、業者はきちんとした身なりで言葉遣いも丁寧でしたが、少し怖い感じがしたので会うことに不安を感じています。どうしたらいいですか。

A 答えします！

業者と会ってはいけません。業者の話をする必要もありません。業者に電話で「購入する気がまったくないので会うことはできません。今後の勧誘は一切お断りします。」とだけ告げて、す

ぐに切ってください。

トラブルを防ぐには

事務所などで話を聞くと、契約するまで帰れない状況になってしまいます。また、業者の事務所などで契約した場合は、クーリング・オフをすることができません。

会って話を聞けば勧誘が止まると思っても、反対に業者の勧誘はますます強引になります。きっぱりと断り、絶対に会わないようにしてください。

自宅を訪問した業者に「帰ってください」と告げても長時間勧誘をされ続けるなど、困るような状況の時は警察に連絡しましょう。

□宅地建物取引業法では、相手を困惑させるような勧誘は禁止されています。□業者名がわかれば、相談室から業者に、迷惑な勧誘をやめるよう求めることができます。その上でさらに迷惑を及ぼすような勧誘行為が続く場合は、事業者に対する行政上の措置を求める方法もあります。

困ったら、まず消費生活センターへ

固定資産税の申告・減額措置など

申告先・問合せ 課税課資産税係 ① 157

◆届出・申告が必要です

□平成25年度分償却資産の申告

平成25年1月1日現在、市内に償却資産を所有している方は申告が必要です。12月中旬に申告書を送付しました。届いていない方は、連絡してください。

申告期間 1月4日(金)～31日(木) (祝日を除く) 午前8時30分～午後5時

※土・日曜日も受け付けます (正午～午後1時を除く)。

□取り壊し家屋(建物)の届け出

平成24年中に家屋の全部または一部を取り壊し、その家屋が登記されている場合は、東京法務局西多摩支局(登記所)で滅失登記をしてください。

また登記されていない家屋の場合は、取り壊しの届け出をしてください。滅失登記または届け出をしないと、平成25年度以降も家屋が存在するものとして課税する場合があります。

□住宅用地などの申告

市内に土地を所有している方で、平成24年中に次に該当する方は、申告してください。

住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した/住宅を取り壊し、土地を住宅用地として使用しなくなった/住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した/住宅を事業用家屋に用途変更した

申告期限 1月31日(木)

住宅用地の建替え特例措置

固定資産税の賦課期日(1月1日)前に、住宅を取り壊した(住宅用地として土地利用をしていない)場合でも、住宅建替えに着工しているなど一定の要件で住宅用地の特例措置を受けることができます。特例措置を受ける場合は、申告が必要です。

◆各種減額措置の紹介

□省エネ改修

平成20年1月1日以前に建てられた住宅(貸家を除く)で、平成20年4月1日～25年3月31日に、一定の省エネ改修を施工した場合、翌年度分の固定資産税を減額します。

対象 工事が30万円以上の次の工事

①窓の改修(二重サッシ・複層ガラスなど)

②①と併せて行う床・天井・壁の断熱工事

減額範囲 一戸あたり居住部分の床面積120㎡相当

分までを限度とし、家屋の固定資産税額の3分の1

申告方法 原則として改修後3か月以内に、省エネ

基準に適合した工事であることについて、建築士・登録住宅性能評価機関または指定確認検査機関が発行した証明書を添えて申告

市内の放射線量の測定について

市では、富士見公園を定点として放射線量を測定しています。

問合せ 環境保全課環境保全係 ② 226

測定方法

■測定値の算出 地表から5cm、50cm、1mの高さで1分間の放射線量(ガンマ線量)を5回測定し、その平均値を測定値とします。

■測定器 環境放射線モニタRadi (PA-11000)

■検出方式 シンチレーション式

定点測定の結果

■測定場所 富士見公園
■測定日時 毎週月・水・金曜日の午前9時

▼定点(富士見公園)の放射線量測定結果
単位: $\mu\text{sv/h}$ (マイクロシーベルト/時間)

測定日 (各日午前9時)	天候	測定高さ		
		5 cm	50 cm	1 m
12月24日(月)	晴れ	0.066	0.068	0.067
12月21日(金)	晴れ	0.065	0.064	0.067
12月19日(水)	晴れ	0.067	0.065	0.062
12月17日(月)	雨	0.067	0.070	0.072
12月14日(金)	晴れ	0.070	0.072	0.070
12月12日(水)	晴れ	0.072	0.075	0.071
12月10日(月)	晴れ	0.063	0.066	0.066

国際放射線防護委員会の2007年勧告によると、平常時に一般の人(子どもを含む)が1年間に浴びる放射線量の限度は、1ミリシーベルト(1,000マイクロシーベルト)とされています。

年間1ミリシーベルトを、環境省による自然放射線量を含む時間あたりに換算すると0.23マイクロシーベルト/時間(この値には、内部被曝は含まれていません)となります。0.23マイクロシーベルト/時間以下であれば、健康への影響を及ぼすレベルではないと言われています。